家屋の取り壊し・住宅用地変更の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。平成21年中に家屋を取り壊した方は届出をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ

宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かで税額が異なります。

平成21年中に住宅用地を住宅用地以外に変更した方や、住宅用地以外の用地を住宅用地に変更した方は、届出をしてください。

■届出先

○市庁舎本館資産税課
資産税係
TEL0897－52－1325
○各総合支所
税務課税務係（東予）
総務課税務係（丹原・小松）

12月の市税ごよみ

18日　国民健康保険税第5期分の督促状の発送

28日　固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

SF商法（催眠商法）にご注意ください！

SF商法は特設会場等に人を集め、日用品などをタダ同然で配るなどして雰囲気を盛り上げ、最終的には布団や健康器具などの商品を、高額な値段で売りつける商法です。

「もらえるものだけもらって帰ろう」と思っても、業者は逃げ出せない状況を作りあげ、契約させようとします。

■予防と対策

○「無料」などという、うまい話は信用しない。
○安易に会場へ行かない。
○契約から8日以内であればクーリング・オフ（契約解除）ができます。

■消費生活相談窓口

○市庁舎本館市民生活課
市民相談係
TEL0897－52－1243
○各総合支所総務課
総務調整係
○愛媛県消費生活センター
TEL089－925－3700

12月は「一斉滞納整理強化月間」

一丸となって滞納整理に取り組みます

県内市町、愛媛県、愛媛地方税滞納整理機構は「市県民税徴収確保対策会議」を開催し、12月を「一斉滞納整理強化月間」と定め、一丸となって滞納整理に取り組むことになりました。

※「愛媛地方税滞納整理機構」は愛媛県内の市町税の徴収を専門に行う広域的組織（県内全市町加入の一部事務組合）です。滞納案件を市町から引き継ぎ、差押・公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行います。

12月に一斉「催告」を実施

当市の財政運営に大きな影響を与える市税収入の確保は緊急かつ最重要課題となっています。そこで、市税の自主納付の促進と滞納整理を図るため、12月に一斉催告を実施して収納率の向上に努めます。

なお、納期限を過ぎた場合は、年14.6％の延滞金を併せて納付していただきます。

市税の滞納処分を執行します

納期限が過ぎているのに納付しない場合は、督促状や催告書などを送付して税の納付を促します。

それでも納付のない場合には財産調査を行い、悪質な滞納者に対しては、必要に応じて預貯金・生命保険・給与・売掛金・国税還付金・不動産などの差し押さえを実施する場合があります。また、高額・悪質な滞納案件は、愛媛地方税滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

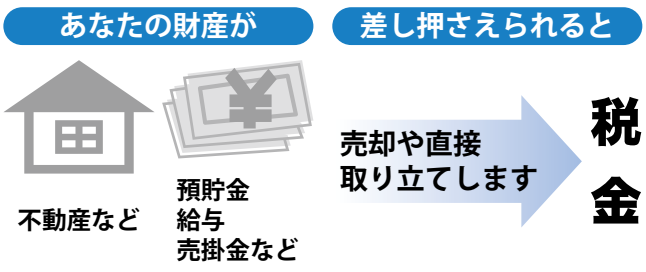

※差し押さえは、その処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

悪質な滞納者の　逃げ得、ごね得　は　絶対に許しません！

問合せ　○市庁舎本館納税課　納税第1係　TEL0897－52－1241　納税第2係　TEL0897－52－1279
○東予総合支所　税務課税務係　○丹原総合支所・小松総合支所　総務課税務係